コード番号		3 - a - 1	解釈	施行年月日 改正年月日 廃止年月日	昭和59年 平成24年		1日 1日			
	道路位	道路位置指定の取扱いについて								
事例 ※本取扱いは特定行政庁群馬県の取扱いであり、市の特定行政庁の場合は異なる										
1911	ので注意して下さい。									
	(1)	(1) 書類 ① 申請書 2 通 (正本、副本)								
	(1)									
		② 委任状 (代理者がある場合のみ)								
	③ 道路の位置の指定を受ける土地、及び当該土地上に建築物・工作物が存在する場									
	会にあっては、当該建築物・工作物の権利関係を証するもの(登記事項証明書) ④ ③の権利者の承諾書(県細則別記様式第14号別紙) 土地にあっては、登記事項証明書で甲及び乙区欄に記載される全ての者。当該土地上に建築物・工作物が存在する場合にあっては、登記事項証明書で甲及び乙区欄									
	地工に建築物・工作物が存住する場合にあっては、登記事項証明書で中及び石区欄に記載される全ての者									
		,, ,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, .	室、永小作及び地役権	、質権、先取特権	等の権利	を有する			
		者をいう。	7120 22120	2. 7. 7 7. 70 2. 70	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		, , , , , ,			
	また権利者が、制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人)である場合に									
取		は、法定代理人、例	R佐人、補助人の同意	意等を必要する。 なお	、成年被後見人に	ついてに	は成年後見			
	人の代理行為による。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認する。									
		※法定相続人が承諾する場合は、死亡した権利者との関係が確認できる相関図、戸籍全部事項証								
I	明書、住民票等により確認する。									
扱 ⑤ ④の承諾書に押印した印鑑の印鑑証明書										
		(法人の場合は、現在事項全部証明書又は、代表者事項証明書を添付すること)								
	⑥ 必要により次の書類を添付する。									
V		a. 各法令の許	可書等の写し(農	地転用の許可、公	共物占用許可等])				
		b. (IV) - (1) - (G) の道路	烙位置指定の技術基	基準によるすみ り	刃りがる	准保でき			
		ない場合は、	その理由書							
		c. その他必要	と認める書類(例	: 水利権者、管理	者等の同意)					
		注1 登記事項証明	書、印鑑証明書等は、	申請時において3ヶ	月以内のものとす	る。				
		注2 印鑑証明書又	は代表者事項証明書と	ご登記事項証明書等の	住所又は所在地が	相違する	5場合は、			
		住民票抄本、信	住居表示証明書等を流	た付する。						
	(2)関係図面(明示すべき事項は別表1を参照)① 付近見取図									
		② 公図の写し								
		③ 地籍図(配置)	図)							
		④ 指定後の分割	予定図							
	⑤ 断面図									
Ī										

⑥ 排水計画図

(3) 築造完了届に添付する図書(二部提出)

申請時に申請部分を分筆していない場合は、原則として、申請指定道路(道路敷を含む)の土地は築造完了時までに、他の開発予定区域の土地と区分(分筆)するものとする。

- ① 道路敷地分筆後の公図の写し
- ② 同上土地の登記事項証明書
- ③ 求積図(申請時と土地の権利者が変更となった場合、承諾書と印鑑証明書も添付)
- ④ 道路位置指定概要書(一部提出)

注1 登記事項証明書、印鑑証明書等は、届出時において3ヶ月以内のものとする。

取

扱

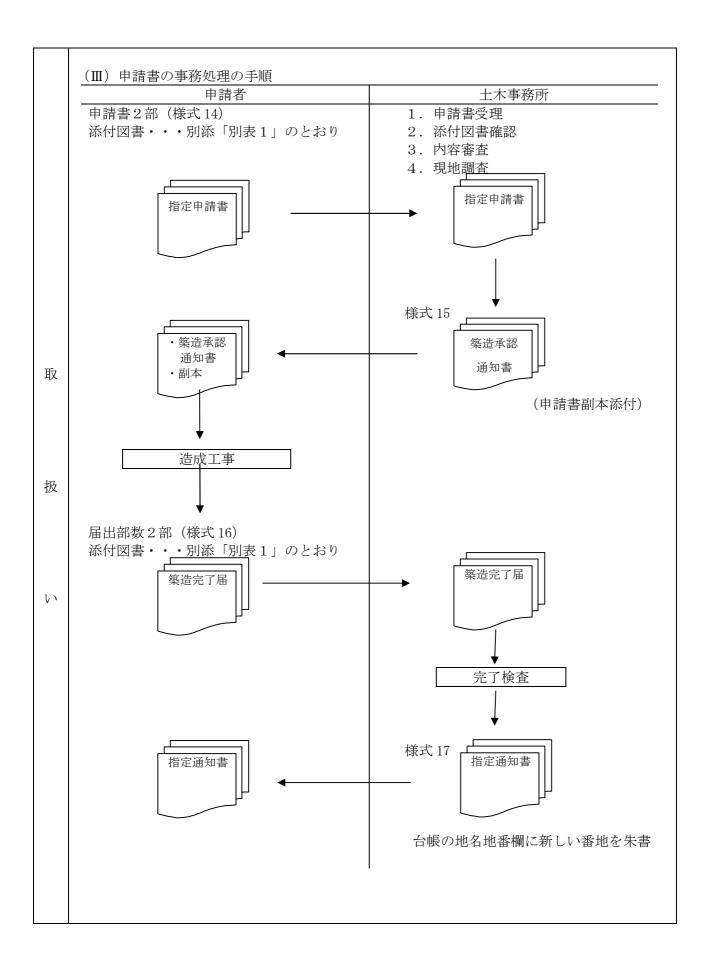
11

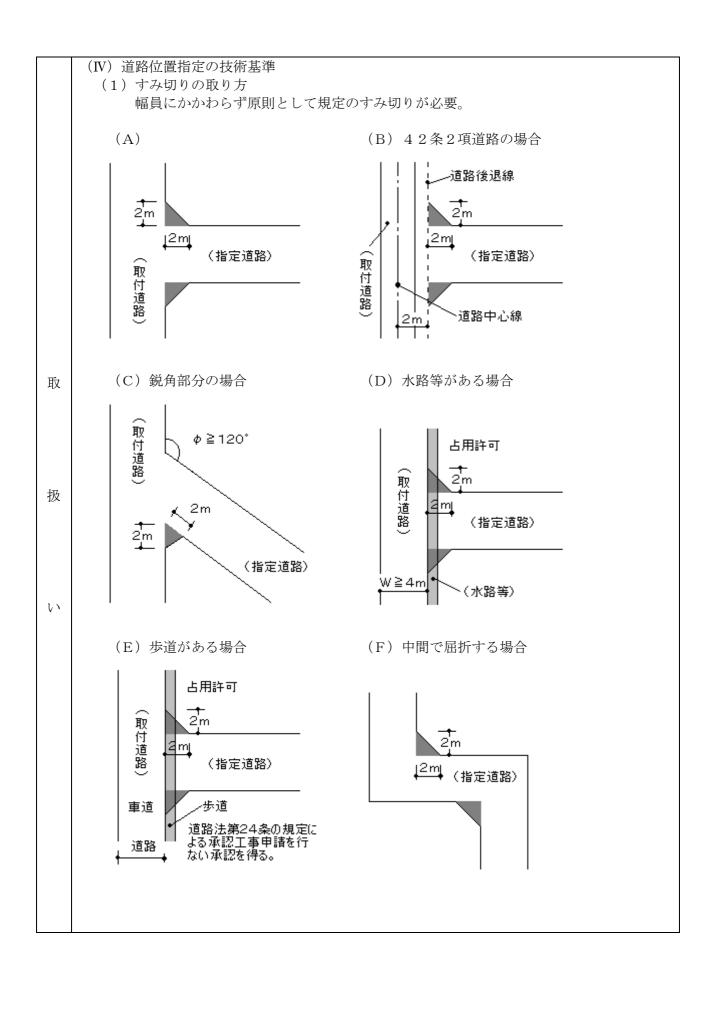
関 係

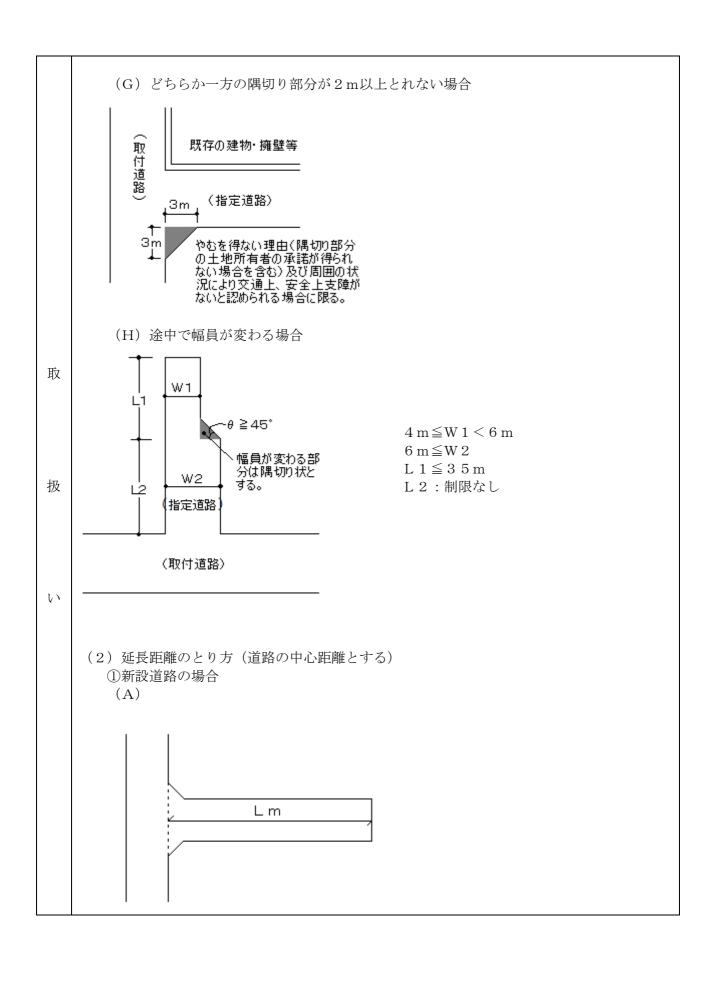
法令等

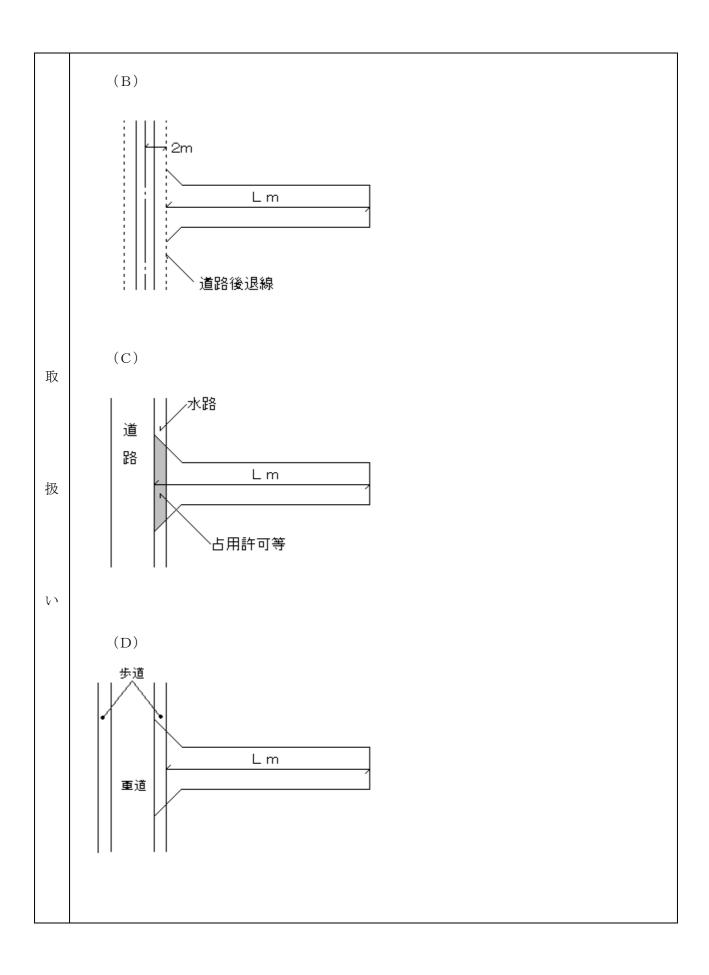
・法第42条第1項第5号

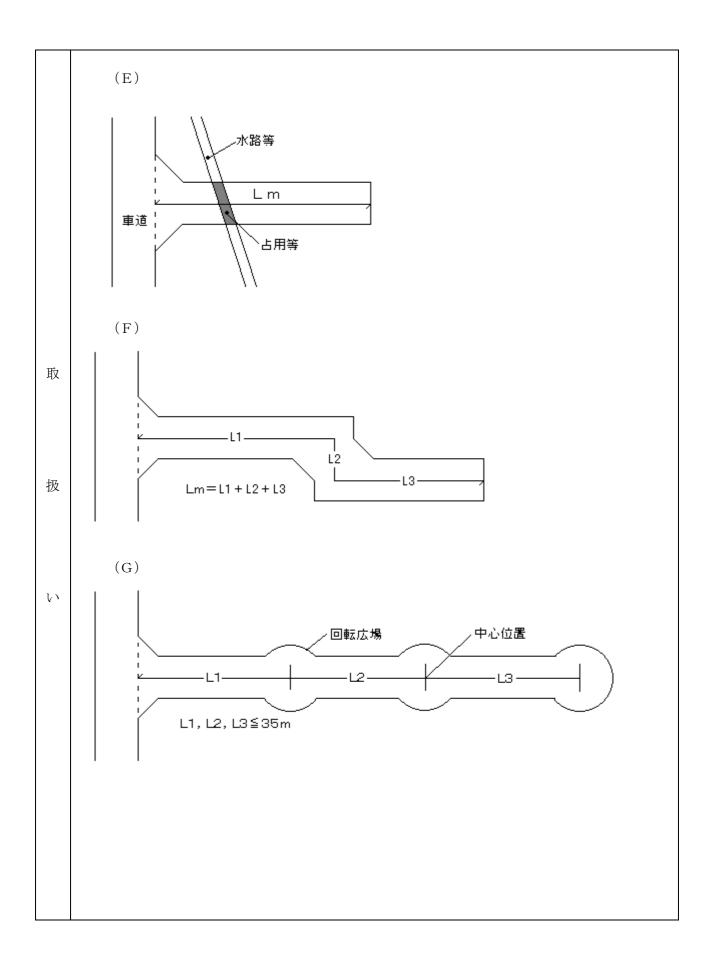
- ・令第144条の4
- ・規則第9条、規則第10条、規則第10条の2
- ·細則第14条、細則第16条
- 例規1-c-10、例規3-a-3、例規3-b-1

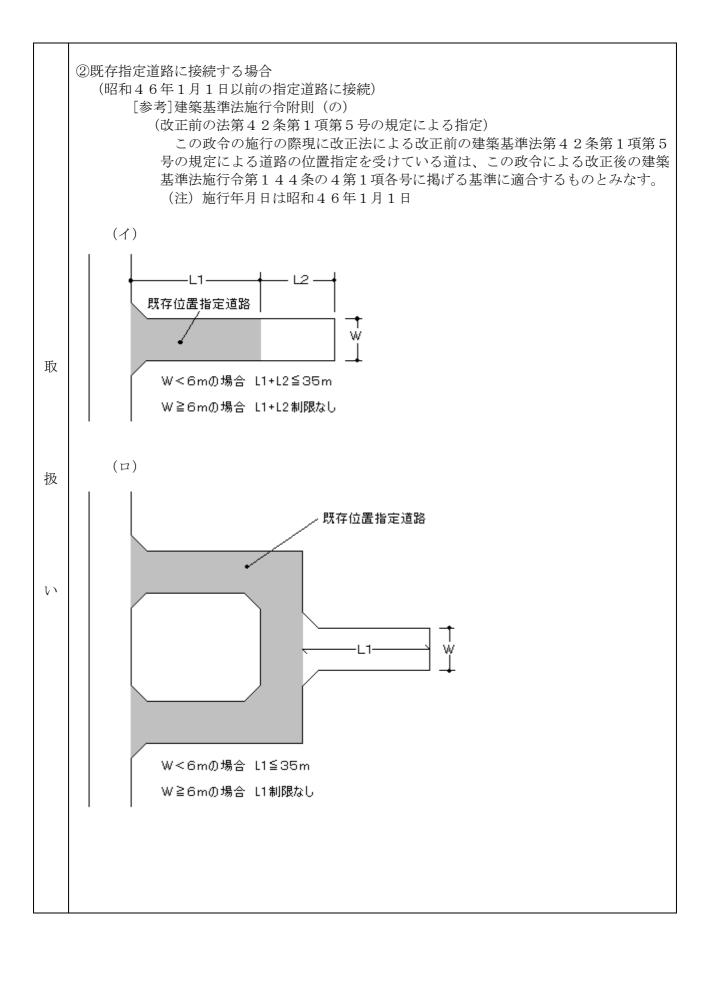


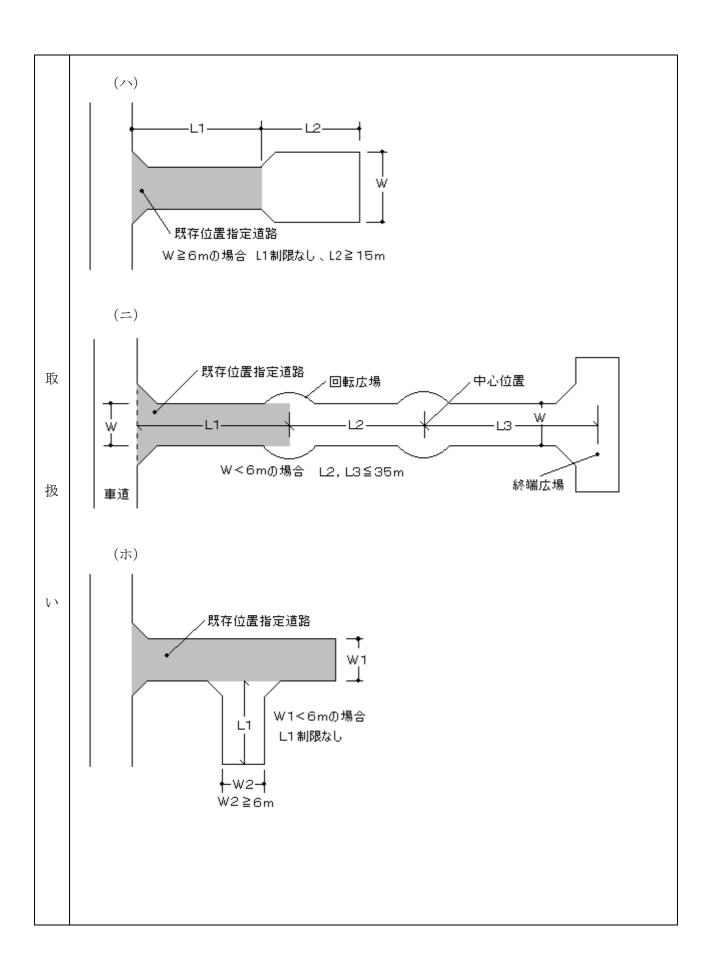


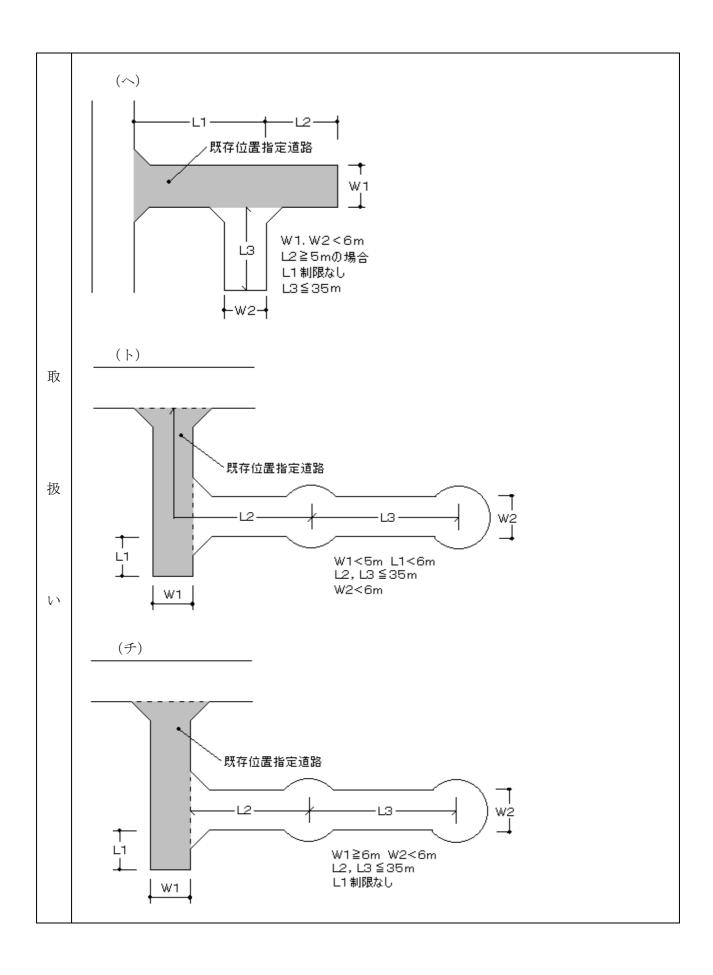












- (注) 既存道路が法第42条第2項に規定する道路に接続する場合も前記(イ)~(チ)に準ずる。
- (注) 昭和46年以後に指定済の道路に接続する場合は既存指定道路を含めて施行令第144 条の4第1項各号の検討をしなければならない。

(3)回転広場のとり方

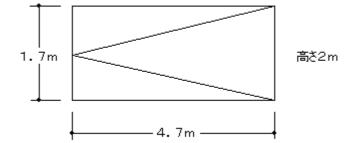
建設省告示第1837号(昭和45年12月28日)に規定する事項を満足すれば原則として形状は問わない。

回転広場のみに接する敷地は法第43条第1項の規定に適合しているものとする。

(参考) 小型四輪車

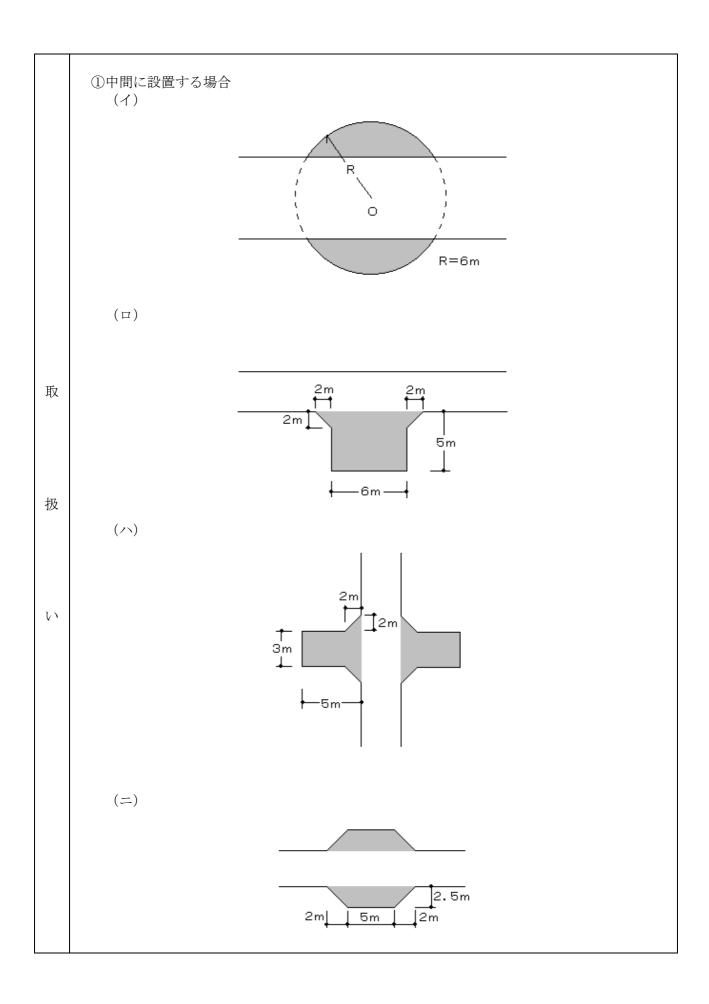
道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)

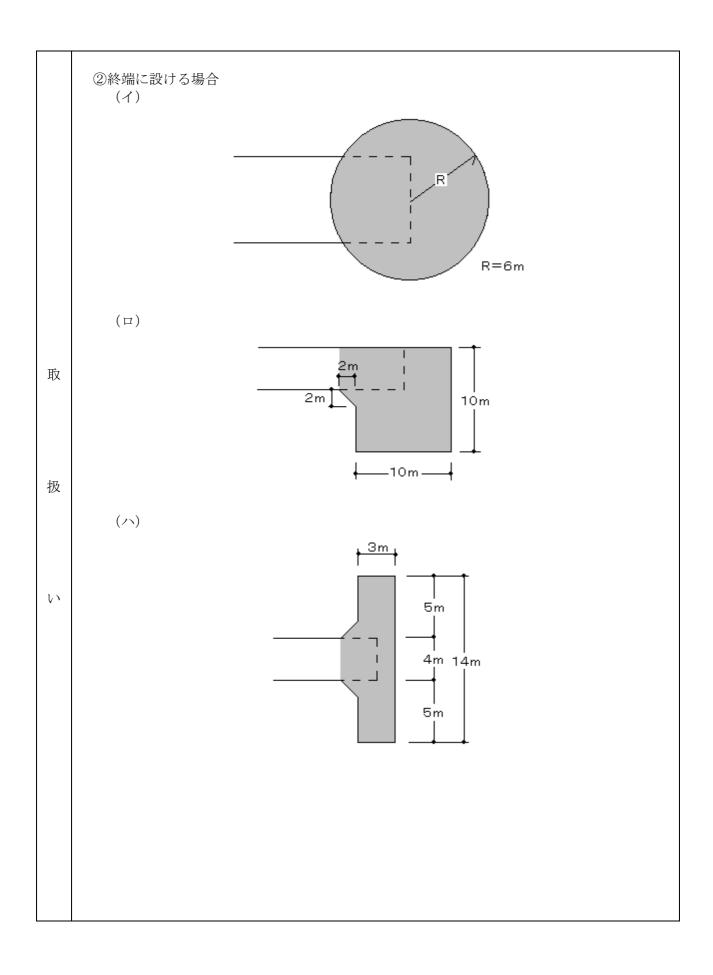
取

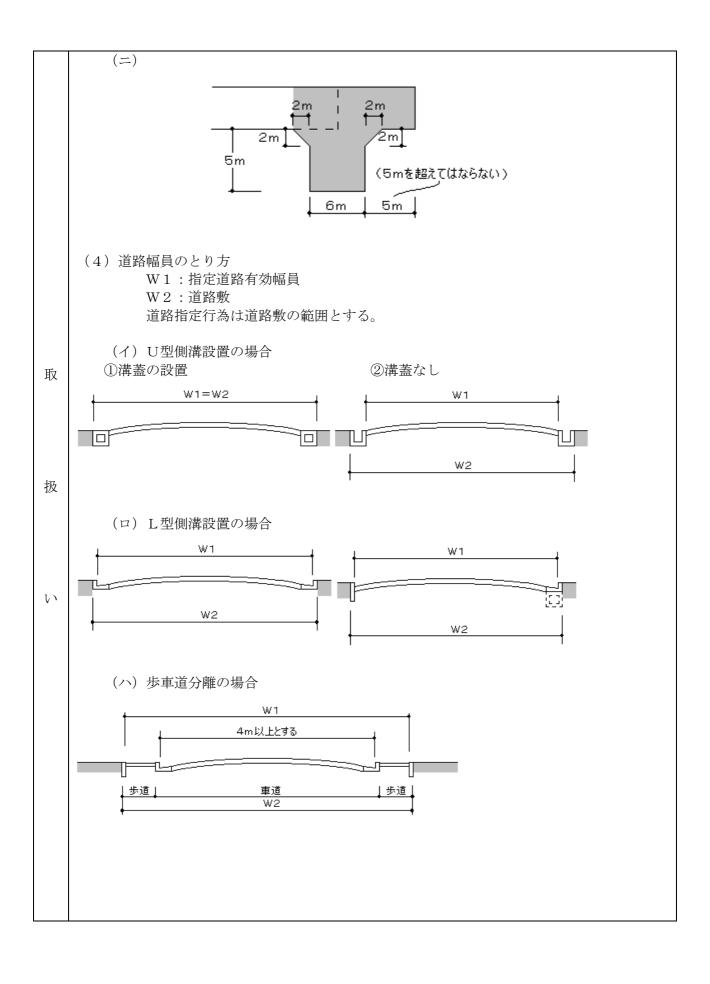


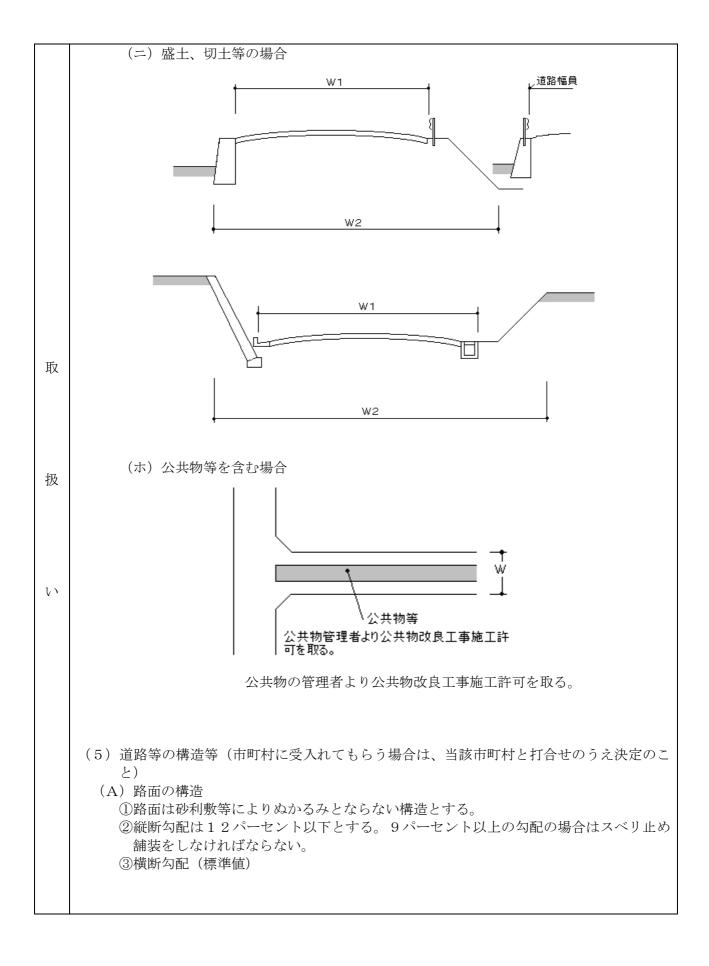
扱

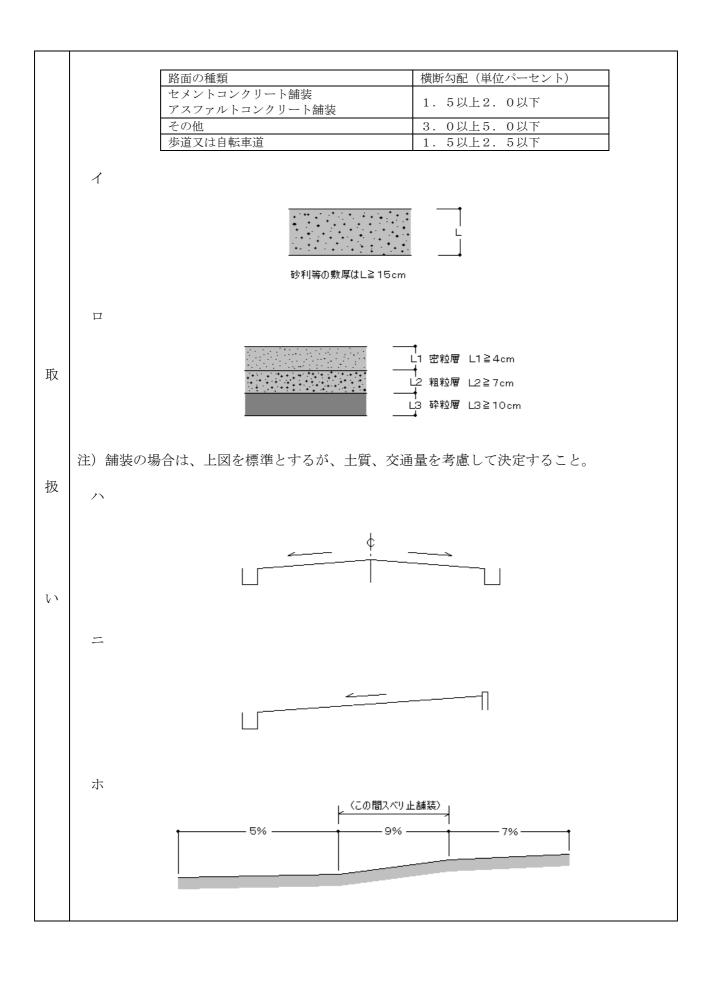
1



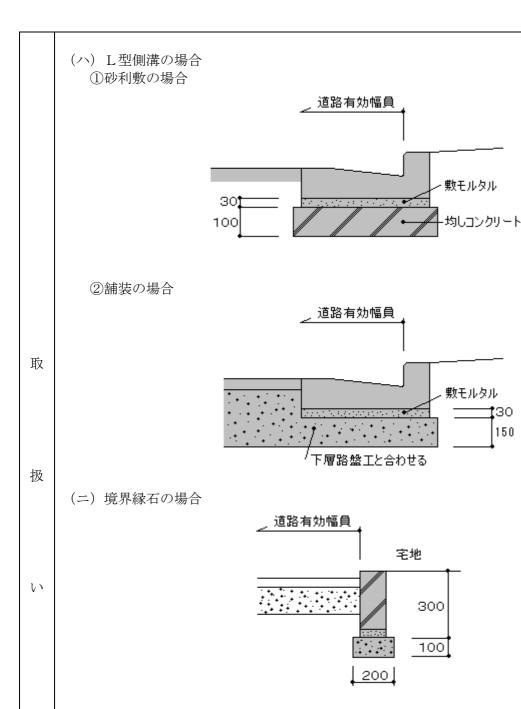








(B) 道路側溝等の構造 (イ) U型トラフ使用の場合 道路有効幅員 道路有効幅員 7 5 12 5 10 15. 10 5 5 10 10 10 10 補強コンクリートは、軽微な場合 (行き止まり35m以下)省略できる 取 (ロ) 一般落し蓋の場合 ②2次製品 道路有効幅員 道路有効幅員 8.7 78 ์≧10 **1**≧10 扱 5 10 10 1 ③大型車両を対象とする場合 道路有効幅員 107 710 ์≧13 5 12 Printer and Printer 10



・ 道路の側溝等道路幅員に含める場合には、対象とする自動車荷重に耐えられる構造(主に 落蓋式)で溝蓋が布設されていること。

一般的には、住宅の街路では厚さ 10 cm以上、県道等の交差部又は大型車輌を対象とする場合には厚さ 13 cm 以上を標準とし、グレーチングについては一般住宅地は 14 5 用、大型車輌は 20 5 加に 1 か所を標準に入れること。

延長の短い道路側溝については、下部ヒューム管を埋設しない L型側溝のみでもよいが流末の処理を明確にすること。

(C) 擁壁の構造

「宅地造成等規制法に基づく宅地造成の手引(平成 20 年 4 月 1 日群馬県県土整備部建築住宅課)」を原則として用いる。

別表1

別衣	ζ 1						
No	図面の名称 縮尺		明示すべき事項		備考		
1	付近月	見取図	1/2500 以上	2. 3. 4.	方位、道路及び目標となる地物 公共施設等) 取付道路の名称 造成予定区域の境界(赤線で記入) 造成区域周辺の状況 排水先の河川等の経路、名称	1. 都市計画図を利用	
2	公図((写)等		a b	1.方位、縮尺、地番 a 図の複写に次の事項を記入したもの 1.指定道路位置 2.土地の地番、地目 3.土地の所有者及びその土地又はその土地にある建物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名	1. 転写場所、転写年月日、転写者、捺印 2. 表示範囲は造成区域及びその周辺 1. 実測図を添付のこと。(土地家屋調査士 等、資格を有する者の作成による)	
3 地籍図(配置図)		1/500 以上	1.方位、縮尺 2.取付道路の位置、幅員、種類 3.造成予定区域の境界(赤線で囲む) 4.造成区域の面積(計算表を囲む) 5.指定を受けようとする道路の位置、幅員、延長、距離、形状、勾配、計画高さ6.隅切及び回転広場の寸法 7.造成予定区域内にある宅地割、建築物、工作物の位置 8.がけ又は擁壁の位置、形状、構造 9.土地の高低差、その他地形上特記すべき事項 10.標示杭の位置		1.取付道路に道路後退線がある場合は後 退線を明示のこと。2.測量年月日、測 量者、捺印		
4 指定後の分 割予定図		1/500 以上	2.	造成予定区域の境界 指定を受けようとする道路の位置 敷地の分割予定線	1.小規模の場合は排水計画図を兼ねてもよい。		
5	断面図	道路断面構造図	1/50	2.3 3.4 5.6	路面、路盤の構造 道路側溝の位置、種類、形状、寸法 指定を受ける道路の幅員 隣接する敷地との高低差 勾配 指定道路及び造成予定区域の境界 工作物等の構造物	1. 擁壁がある場合は擁壁の構造詳細図	
		道路縦断面図	1/500 以上	2. 3.	勾配、道路中心線の長さ、高低差 スベリ止めの位置、構造 指定道路及び造成予定区域の境界 工作物等の構造物	1. 道路勾配が9%を超える場合はスベリ 止めをする。	
6 排水計画図		1/500 以上	2. 排水施設の位置、種類、寸法、流水方 向2. 雑排水は道路側溝 い。ただし、浄化槽等 支障のないものはこの 3. 放流先までの形状、寸法3. 家庭雑排水の処理方 3. 家庭雑排水の処理方		1.原則として、放流先は公共水路とする。 2. 雑排水は道路側溝に流してはならない。ただし、浄化槽等を設け排水計画上支障のないものはこの限りでない。 3.家庭雑排水の処理方法を明記のこと。 4.浸透桝で処理する場合は沈澱桝を経て浸透桝に導入する。		

施行年月日 平成 元年 7月 6日 コード番号 3 - a - 2解釈 改正年月日 廃止年月日 事例 道路位置指定道路内の電柱等の工作物築造の取扱いについて 所要の幅員が確保されれば可。 取 扱 1 ・法第42条第1項第5号 関 係 ・令第144条の4 ・規則第9条 法令等 細則第14条

コード	潘号	3 - a - 3	解釈	施行年月日 改正年月日 廃止年月日	平成17年 4	4月 1日		
事 例	道路位置指定(法第42条第1項第5号)における道路の幅員及び延長について 【特定行政庁群馬県のみの扱い】							
	道路位置指定における幅員及び延長については、下記のとおりとする。							
	W1 指定道路有効幅員 W2 道路敷き 延長距離 L1							
取		道路幅負の	COME					
4X	指定申請(指定行為)については、W2及びL2の範囲において行う。 また、法第42条及び令第144条の4の規定による幅員及び延長に関しては、W1及び L1の範囲とする。							
扱	なお、申請及び指定にあたっては、幅員欄を『W2 (W1)』とし、延長欄を『L2 (L1)』と表現すること。							
γı								
関係 法令等	・令第・規則	542条第1項第5 5144条の4 第9条 第14条	号					